

事 務 連 絡
平成30年7月11日

各地方整備局等建設業担当部長 殿

国土交通省土地・建設産業局
建設市場整備課

登録基幹技能者講習修了証の取扱いについて

建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（平成29年国土交通省令第67号）及び同規則の規定に基づく告示（建設業法施行規則第7条の3第3号の規定に基づき国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件（平成30年国土交通省告示第435号））により、許可を受けようとする建設業の種類に応じて国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を修了した者については、本年4月1日より、主任技術者の要件を満たす者として認められることとなりました。

これに伴い、「登録基幹技能者講習事務の取扱いについて（通知）」（平成30年3月15日付け国土建整第70号国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知）により、主任技術者の要件を満たしていることを講習修了証により証明できるようにするため、速やかに講習修了証の再交付に努めるよう、登録講習実施機関へ要請しているところです。

ただし、上記通知の施行前に交付された講習修了証でも、主任技術者の要件を満たしていることを確認できる講習もあるため、建設業許可部局及び工事発注部局におかれましては、主任技術者要件や営業所における専任の技術者要件を確認する際には、別表をご活用の上、円滑な事務手続きに努めていただけますよう、よろしくお願いいたします。

【参考資料】

- ・登録基幹技能者講習修了証の取扱いについて
- ・登録基幹技能者の主任技術者要件への認定
- ・登録基幹技能者講習と主任技術者として認められる建設業の種類について
- ・建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（抄）（平成29年国土交通省令第67号）
- ・建設業法施行規則第7条の3第3号の規定に基づき国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件（平成30年国土交通省告示第435号）
- ・登録基幹技能者講習事務の取扱いについて（通知）（平成30年3月15日付け国土建整第70号国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知）

【従前の講習修了証でも主任技術者の要件を満たしていることを確認できる講習】

登録番号	登録基幹技能者講習名	実務経験を有する建設業の種類	登録番号	登録基幹技能者講習名	実務経験を有する建設業の種類	登録番号	登録基幹技能者講習名	実務経験を有する建設業の種類	登録番号	登録基幹技能者講習名	実務経験を有する建設業の種類
1	登録電気工事基幹技能者講習	電気、電気通信	11	登録PC基幹技能者講習	土木（※）、とび・土工、鉄筋	18	登録内装仕上工事基幹技能者講習	内装仕上	26	登録冷凍空調基幹技能者講習	管
3	登録造園基幹技能者講習	造園	12	登録鉄筋基幹技能者講習	鉄筋	19	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者講習	建具	27	登録運動施設基幹技能者講習	土木（※）、とび・土工、舗装、造園
4	登録コンクリート圧送基幹技能者講習	とび・土工	13	登録圧接基幹技能者講習	鉄筋	20	登録エクステリア基幹技能者講習	タイル・れんが・ブロック、とび・土工、石	28	登録基礎工基幹技能者講習	とび・土工
5	登録防水基幹技能者講習	防水	14	登録型枠基幹技能者講習	大工	21	登録建築板金基幹技能者講習	板金、屋根	29	登録タイル張り基幹技能者講習	タイル・れんが・ブロック
7	登録建設塗装基幹技能者講習	塗装	15	登録配管基幹技能者講習	管	23	登録ダクト基幹技能者講習	管	31	登録消火設備基幹技能者講習	消防施設
8	登録左官基幹技能者講習	左官	16	登録鳶・土工基幹技能者講習	とび・土工	24	登録保温保冷基幹技能者講習	熱絶縁	32	登録建築大工基幹技能者講習	大工
9	登録機械土工基幹技能者講習	土木（※）、とび・土工	17	登録切断穿孔基幹技能者講習	とび・土工	25	登録グラウト基幹技能者講習	とび・土工	33	登録硝子工事基幹技能者講習	ガラス工事

※登録機械土工基幹技能者講習、登録PC基幹技能者講習及び登録運動施設基幹技能者講習においては、「土木工事業」についても実務経験を有する建設業の種類として定められているが、土木工事業については主任技術者の要件として認められないことに留意する必要がある。

【従前の講習修了証では主任技術者の要件を満たしていることを確認できない講習】

登録番号	登録基幹技能者講習名	実務経験を有する建設業の種類
2	登録橋梁基幹技能者講習	鋼構造物、とび・土工
6	登録トンネル基幹技能者講習	土木（※）、とび・土工
10	登録海上起重基幹技能者講習	土木（※）、しゅんせつ
30	登録標識・路面標示基幹技能者講習	とび・土工、塗装
22	登録外壁仕上基幹技能者講習	塗装、左官、防水

※登録トンネル基幹技能者講習及び登録海上起重基幹技能者講習においては、「土木工事業」についても実務経験を有する建設業の種類として定められているが、土木工事業については主任技術者の要件として認められないことに留意する必要がある。